

運 営 規 程

(居宅介護支援・介護予防支援)

在宅介護支援センターはくちょう

居宅介護支援事業所「在宅介護支援センターはくちょう」

(居宅介護支援・介護予防支援)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が開設する居宅介護支援事業所「在宅介護支援センターはくちょう（以下「はくちょう事業所」という）が行う居宅介護支援および介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援者・要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者・要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要支援者・要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、ケアプランの作成を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針及び、介護保険法 第115条の22第2項その他の法令、「姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（姫路市条例第31条）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センターはくちょう
- (2) 所在地 姫路市打越1075番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員：常勤 1名以上

介護支援専門員は、要支援者・要介護者等からの相談に応じ、及び要支援者・要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分～午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業および介護予防支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援および指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：在宅介護支援センター相談室

(2) 使用する課題分析票の種類：包括的自立支援プログラム

(3) サービス担当者会議の開催場所：在宅介護支援センター相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回程度。
介護予防支援の場合は原則として3か月に1回程度の訪問と毎月の電話連絡。

(5) 居宅サービス計画の新規作成時、要介護認定の更新時、要介護状態の区分変更認定利用者の希望等により、サービス担当者会議を開催します。但し、正当な理由があり、サービス担当者会議が開催できない場合は、サービス担当者への照会依頼書をもって担当者会議とする。

(6) サービス利用開始後も、ご契約者や各サービス提供事業者と継続的に連絡をとり、実施状況等について確認及び記録を行う。

2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3. 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道 10km 未満 300 円 （注：実費の範囲内で）

片道 10km 以上の場合は、5km 毎に 150 円加算

タクシーを利用した場合は実費負担

4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市（家島町を除く）たつの市の区域とする。

(地域ケア会議への参加)

第8条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3. 利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 居宅介護支援事業および介護予防支援事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 居宅介護支援事業所は、提供した指定居宅介護支援および指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 居宅介護支援事業所は、提供した指定居宅介護支援および指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 居宅介護支援事業所は、個人情報保護について「個人情報管理規定」を作成し、その対応の徹底を図る。

2. 居宅介護支援事業所に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

3. 居宅介護支援事業所は、必要に応じ、他事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第12条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 居宅介護支援事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のために研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(記録の整備)

第15条 居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の提供に
関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(契約時の説明等)

第 16 条 利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

- (1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修
の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者
でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす
る。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 姫路社会福祉事業協会と
事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- １．この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
- ２．この規程は、平成１６年４月１日一部改正する。
- ３．この規程は、平成２３年６月１日一部改正する。
- ４．この規程は、平成２４年４月１日一部改正する。
- ５．この規程は、平成３０年４月１日一部改正する。
- ６．この規程は、平成３０年９月１日一部改正する。
- ７．この規程は、令和 ３年４月１日一部改正する。
- ８．この規程は、令和 ６年４月１日一部改正する。